

東京都配偶者暴力対策基本計画 事業一覧

事業名	所管局
第3部 第2章 配偶者暴力対策	
1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見	
(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進	
ア 都における普及啓発の実施	生活文化局・教育庁
イ 区市町村における普及啓発の支援	生活文化局
ウ 学校での人権教育の推進	教育庁
エ 若年層向け啓発事業の推進	生活文化局・警視庁
(2) 早期発見体制の充実	
ア 医療機関における適切な対応	生活文化局・福祉保健局・病院経営本部
イ 保健所や保健センターにおける適切な支援	生活文化局・福祉保健局
ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	生活文化局・福祉保健局・教育庁
エ 民生委員・児童委員への研修の実施	生活文化局・福祉保健局
オ 警察における通報への対応	警視庁
2 多様な相談体制の整備	
(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実	
ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	生活文化局・福祉保健局
イ インターネットによる情報の提供	生活文化局
ウ 被害者支援基本プログラムの活用	生活文化局・福祉保健局
エ 都の配偶者暴力相談支援センターの中核としての機能の充実	生活文化局
(2) 身近な地域での相談窓口の充実	
ア 警察における対応	警視庁
イ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備等への支援	生活文化局
(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実	
ア 外国人被害者への対応	生活文化局・福祉保健局
イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応	生活文化局・福祉保健局
ウ 人権擁護機関と関係機関の連携強化	総務局
エ 男性被害者への対応	生活文化局
オ 多様化する相談等への対応	生活文化局・都民安全推進本部
3 安全な保護のための体制の整備	
(1) 保護体制の整備	
ア 一時保護体制の拡充	福祉保健局
イ 同伴児童への対応の充実	福祉保健局
(2) 安全の確保と加害者対応	
ア 警察における対応	警視庁
イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	生活文化局・福祉保健局・教育庁
ウ 加害者対応	生活文化局
4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	
(1) 総合的な自立支援の展開	
ア 総合的な被害者支援のための質の充実	生活文化局・福祉保健局
イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	生活文化局・福祉保健局
ウ 福祉事務所等との連携強化	生活文化局・福祉保健局
エ ひとり親家庭の支援の充実	生活文化局・福祉保健局
(2) 安全で安心できる生活支援	
ア 住民票の取扱い等適切な運用	生活文化局・総務局・福祉保健局
イ 医療保険に関する適切な情報提供	生活文化局・福祉保健局・病院経営本部
ウ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供	生活文化局・福祉保健局
エ 就学の支援	生活文化局・教育庁
オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	生活文化局・福祉保健局・教育庁
カ 自助グループへの参加支援	生活文化局
キ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援	生活文化局・福祉保健局
(3) 就労支援の充実	
ア 職業訓練の実施	産業労働局
イ 東京しごとセンター等における就労支援	生活文化局・福祉保健局・産業労働局
ウ 東京ウィメンズプラザにおける就労支援	生活文化局
(4) 住宅確保のための支援の充実	
ア 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	住宅政策本部
イ 民間賃貸住宅を活用した被害者の住宅の確保	住宅政策本部
ウ 一時保護施設等退所後の支援	生活文化局・福祉保健局
(5) 子供のケア体制の充実	
ア 子供のケア体制の徹底	生活文化局・福祉保健局
イ 子供家庭支援センター機能の充実	福祉保健局
ウ 子供の心のケアの充実	福祉保健局・教育庁
エ 保護者とその子供に対する講座の実施	生活文化局・病院経営本部

事業名		所管局
5 関係機関・団体等の連携の推進		
(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化		
ア	都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進	生活文化局・福祉保健局
イ	区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定・改定支援	生活文化局
ウ	区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	生活文化局
エ	配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実	生活文化局
オ	被害者支援基本プログラムの活用	生活文化局・福祉保健局
(2) 民間団体との連携・協力の促進		
ア	民間団体との連携の促進	生活文化局
イ	配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	生活文化局
6 人材育成の推進		
ア	職務関係者研修の充実	生活文化局
イ	配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	生活文化局
7 二次被害防止と適切な苦情対応		
ア	二次被害防止のための研修の充実	生活文化局
イ	相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化	生活文化局
8 調査研究の推進		
ア	配偶者暴力被害に関する調査研究	生活文化局
イ	加害者対策のあり方検討	生活文化局
第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策		
1 性暴力被害者に対する支援		
ア	被害者等への支援	生活文化局・福祉保健局・総務局・警視庁
イ	普及・啓発	生活文化局・都民安全推進本部・警視庁・教育庁・交通局
2 ストーカー被害者に対する支援		
ア	被害者等への支援	生活文化局・福祉保健局・警視庁
イ	普及・啓発	生活文化局・都民安全推進本部
3 セクシュアル・ハラスメント等の防止		
ア	相談・普及啓発	生活文化局・福祉保健局
イ	労働相談	産業労働局
ウ	都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策	総務局・各局・教育庁
4 性・暴力表現等への対応		
ア	メディアへの対応	教育庁・都民安全推進本部
イ	被害者への支援等	生活文化局・福祉保健局・警視庁
ウ	普及・啓発	生活文化局・都民安全推進本部・警視庁